

平成28年12月19日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

29年1月セルフメディケーション税制適用開始 －新医療費控除、従来の医療費控除との選択適用－

平成28年度税制改正の一つである「セルフメディケーション税制」が平成29年1月1日より（～平成33年12月31日まで）適用されます。

◎「セルフメディケーション税制」とは

- ・健康の維持及び疾病の予防への「一定の取組」を行う個人が平成29年1月～平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者、その他の親族の「特定一般用医薬品」の購入費用を支払った場合には、その年分の「特定一般用医薬品」の購入費用の合計額（保険金等により補填される金額を除く）のうち12,000円を超える金額（88,000円限度）を、確定申告においてその年分の合計所得金額から控除することができます。
- ・この適用を受けるには「特定一般用医薬品」の購入に係る領収書、その年中に確定申告者が「一定の取組」行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付する必要があります。
- ・「セルフメディケーション税制」は従来の医療費控除（その年分の医療費の合計額のうち、10万円か合計所得金額の5%のどちらか少ない金額を超える金額を控除；200万円限度）との選択適用でどちらか一方しか適用できません。

◎「特定一般用医薬品」の購入に係る領収書

- ・「特定一般用医薬品」とは医師の処方が必要な医療用医薬品から、ドラッグストア等で購入できるOTC（OverTheCounter；カウンター越しに売られる市販薬）医薬品に転用された、いわゆる「スイッチOTC医薬品」で、該当するものは厚生労働省のHPに掲載しているほか、関係団体の自主的な取組によりパッケージに該当商品である旨を示す識別マークを記載しています。
- ・領収書には ①商品名 ②金額 ③当該商品が「セルフメディケーション税制」対象商品である旨 ④販売店名 ⑤購入日 の記載が必須

◎「一定の取組」及びそれを行ったことを明らかにする書類

確定申告者自身（同一世帯全員の必要はありません）が確定申告の対象となる年中に受けた次の各種検診等（いずれか一を受ければよい）に掲げるそれぞれの書類

- ① 健康診査…保険者（健保、市町村等）に関する記載がある健康診査の結果通知表（写し可）
- ② 予防接種…予防接種に係る領収書（原本）又は予防接種済証
- ③ 定期健康診断…「定期健康診断」の名称又は保険者名（健保、市町村等）の記載がある結果通知表（写し可）
- ④ 特定健康診査…「特定健康診査」の名称又は保険者名（健保、市町村等）の記載がある領収書（原本）又結果通知表（写し可）
- ⑤ がん検診…がん検診の領収書（原本）又結果通知表（写し可）